

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 1 月 7 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 22 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 12 月 22 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁執行係書記官室 (1 階) に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2☆	1, 200, 000 960, 000	一括	240, 000	22, 963	0
1	1, 140, 000				
2	60, 000				
	</				



物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 | 番 | 2 2 4 3 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 0 9 . 1 8 平方メートル |
| ☆2 | 所 | 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 | 番 | 2 2 4 2 番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 0 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 9 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1】

本件土地の一部につき、売却対象外の以下の未登記建物のために法定地上権が成立する。

① 種類 専用住宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 約 111.57 平方メートル

② 種類 居宅兼車庫

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1, 2 階合計約 63.72 平方メートル

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 番 | 2 2 4 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 0 9 . 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 番 | 2 2 4 2 番 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 1 0 9 平方メートル |



令和8年（ヌ）第2号
令和8年2月27日受理
令和8年5月8日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 | 番 | 2 2 4 3 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 0 9 . 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 養老郡養老町下笠字三ツ屋 |
| | 地 | 番 | 2 2 4 2 番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 0 . 9 平方メートル |

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示			
土地	物件1, 2		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☒ 農地(耕作放棄された畑)(物件2) ☐ 雑種地(物件) ☐ 山林(物件) ☐ ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 土地概況図		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が物件1土地上に、目的外未登記建物A, Bを所有し、占有している ☒ 上記の者が物件2土地を耕作放棄された畑として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概況)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(目的外建物用〈单独〉)

目 的 外 建 物 A の 概 況 (物件1関係)	
所 在	養老郡養老町下笠 2 2 4 3 番地
家 屋 番 号	■ない(未登記) □
種 類	■専用住宅 □共同住宅 □工場 □倉庫 □
構 造	木造瓦葺平家建
床面積(概略)	約 1 1 1 . 5 7 m ²
所 有 者	■土地所有者 □その他の者() □不明
建 築 時 期	■昭和 2 1 年ころ □不明
建 築 者	□現所有者 □その他の者() ■不明
そ の 他 の 事 項	名寄帳兼(補充)課税台帳による

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目 的 外 建 物 B の 概 況 (物件 1 関係)	
所 在	養老郡養老町下笠 2 2 4 3 番地
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☒ 居宅兼車庫 ☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造瓦葺 2 階建
床 面 積 (概 略)	1, 2 階合計の床面積 約 6 3. 7 2 m ²
所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和 5 6 年ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	名寄帳兼 (補充) 課税台帳による

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■近隣住民(女性)	1 物件1土地上の目的外未登記建物A, Bは昨年末頃から現状のままの状態、人の出入りがあるかは分かりません。 2 物件1, 2土地(以下、「本件土地」という。)は、境界で問題になったことは聞いていません。
■養老町農業委員会	(令和8年3月9日付け照会に対する回答) 1 照会の土地の現況地目 畑 2 照会の土地は、農地法3条又は5条の適応対象地になるかどうか 可能 3 転用許可がされているときは、その許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請者の住所、氏名 該当なし 4 転用許可がされていないときは、その旨 該当なし 5 4の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を農地以外のものに變更しているときは、原状回復命令が発せられる見込みの 該当なし 6 賃借(小作)権の有無 該当なし 開始の時期 該当なし 7 その他、参考となる事項 該当なし
■養老町農業委員会	1 回答書記載中、「2」の回答で「可能」と回答した趣旨は、対象土地は農地法3条又は5条の適応対象地であるということである。ただし、農地法5条許可関係は最終的には岐阜県知事等の許可が必要となることを付言します。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件土地の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりであり、本件土地の概ね北側及び南西側がそれぞれ町道（北側：下笠66号線、南西側：根古地三ツ屋線）にそれぞれ接する土地で、物件1土地には目的外未登記建物A、Bがそれぞれ建てられている。なお、物件1土地には、土地定着性は認められるが外気分断性に欠ける庇（工作物）と構築物（工作物）がそれぞれ存在する。また、物件1土地上電柱が2本と外灯が存在する。
- 2 物件1土地の占有状況は、所有者宛に照会書を送付したが調査当日に所有者は不在であったが、関係人の陳述及び収集した資料、第三者が占有する徴表が認められないこと、かつ、その他現認した状況を総合的に判断して、本件土地所有者が目的外未登記建物A、Bを所有し、占有しているものと認めた。
- 3 物件2土地の占有状況は、所有者宛に照会書を送付したが調査当日に所有者は不在であったが、収集した資料及び第三者が占有する徴表が認められないこと、かつ、その他現認した状況を総合的に判断して、同土地所有者が耕作放棄された畑として、占有しているものと認めた。
- 4 目的外未登記建物A、Bに対する物件1土地の法定地上権の成否については、民事執行法81条の法定地上権が成立するものと思料する。
- 5 物件1土地上には、三ツ屋自治会が所有するホース収納箱が存在する。本件買受人がホース収納箱を撤去する場合、三ツ屋自治会と協議が必要であるものと思料する。
- 6 物件1土地上の工作物の外壁全体を木の枝等が覆っており（写真3参照）、工作物の庇以外の用途等を調査することができなかった。
- 7 本件土地の境界については、同各土地に関する地積測量図もないことから明らかになっているとは言えないが、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、特に争いはないものと思料する。
- 8 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月6日(金) 16:50-17:00	岐阜地方法務局	公図等の写し申請, 土地登記事項証明書申請
8年3月9日(水) 9:00-9:10	当庁執行官室	農地照会書送付 (3/23 回答書到着)
8年3月16日(水) 16:00-16:30	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 写真撮影
8年4月22日(水) 13:10-13:40 14:00-14:20 14:25-14:40	目的物件所在地 養老町役場税務課 養老町役場産業観光課	目的物件確認, 調査, 写真撮影 近隣住民から事情聴取 目的外建物調査 農地の許可関係調査

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

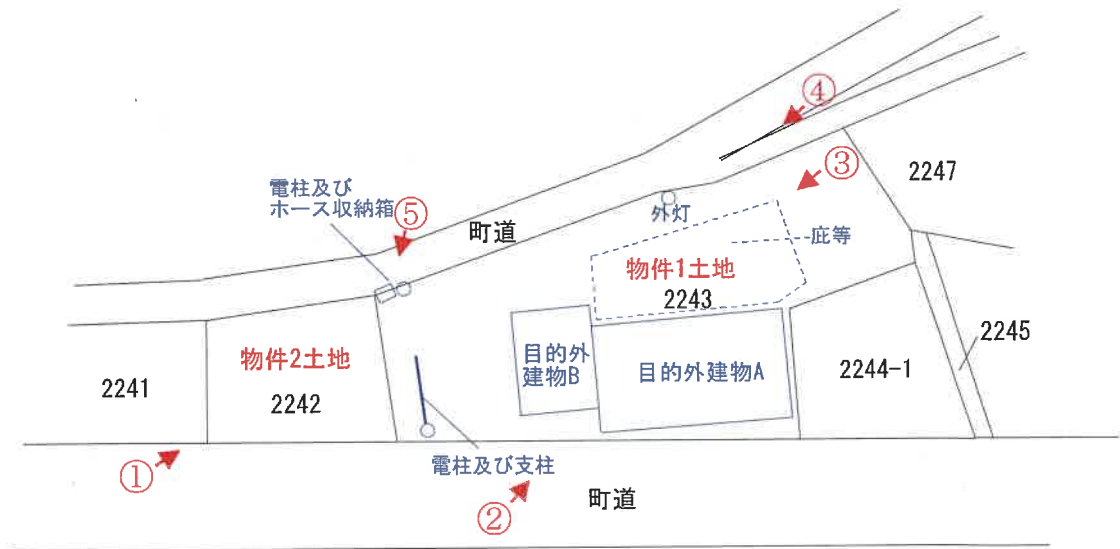
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)

[土地建物位置関係図(概略)]

令和8年(ヌ)第2号



←○は写真撮影位置・方向

図面と現況とに相違がある場合には現況優先である。
 なお、当該図面は、現地調査を行い入手可能な図面を参考に
 作成した概略の土地・建物位置関係図であり、境界を表示するものではない。

写真 1

目的外未登記建物 B

電柱



物件 1, 2 土地

写真 2 目的外未登記建物 B

目的外未登記建物 A



写真3

工作物全体を木の枝等が覆っている状況



写真4

外灯



写真 5

電柱

ホース収納箱



令和8年（ヌ）第2号

令和8年4月22日

現地調査

令和8年5月11日

評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第08-0502号

発行日付

令和8年5月13日

評 価 人

不動産鑑定士

横幕 輝俊

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 200, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金1, 140, 000 円
物件2（土地）	金60, 000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1土地価格の内訳価格は、目的外建物のための敷地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格でなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	養老郡養老町下笠字三ツ屋	同じ
	地 番	2243番	
	地 目	宅地	
	地 積	509.18㎡	
2	所 在	養老郡養老町下笠字三ツ屋	同じ
	地 番	2242番	
	地 目	畑	
	地 積	109㎡	
特 記 事 項		物件1土地には目的外未登記建物2棟が存する。	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件1

(宅地)

位 置 ・ 交 通	(会社名)	(線名)	(駅・停・施設名)	(方位)	(道路距離)
(鉄 道 路 線)	養老鉄道	――	養老駅	南東	4.0 k m
(バ ス 路 線)	名阪近鉄バス	――	根古地停	北西	2.6 k m
付 近 の 状 況	大規模農家住宅、中規模一般住宅のほかに農地も多く介在する旧来からの集落地域。				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域			
	用 途 地 域	指定なし			
	指 定 建 ぺ い 率	60%			
	指 定 容 積 率	200%			
	防 火 規 制	指定なし			
	そ の 他 の 規 制	特になし			
画 地 条 件	地 積	509.18 m ²			
	間 口	約28m			
	奥 行	平均約15m			
	形 状	不整形			
接 面 道 路	南西側幅員約7.6mの舗装町道（根古地三ツ屋線）（建築基準法第42条1項1号道路）及び北側幅員約2.8mの舗装町道（下笠66号線）（T字路の東部分は2項道路で、西側部分は未判定）に接面する二方路面地である。ただし、物件1土地は北側道路面より約2.5m～3m低く、北側町道からの出入りはできない状態にある。				
土 地 の 利 用 状 況 等	目的外未登記建物A、Bの敷地として利用されている。また、電柱及びその支柱、北側町道境付近に電柱及びホース収納箱、外灯あり。また目的外建物Aの北側に木の枝で覆われた庇等の工作物が存在する（土地建物位置関係図を参照のこと）。なお、目的外建物の概要は「現況調査報告書」記載の通りである。				
供 給 処 理 施 設	上水道	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
	ガス配管	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
	下水道	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
特 記 事 項	・ 北側町道の2項道路部分はセットバックが必要と思料される。また、現状では未判定部分が2項道路と判定された場合には当該部分もセットバックが必要である。 ・ 境界杭等はなく、隣地境界線はやや不分明である。 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。また、現況の利用状況等から土壌汚染の可能性は低いと思料されるが完全否定するものではない。				

1 土地の概況及び利用状況等

物件2

(農地)

主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	農振法上の規制	農業振興地域内農用地外
	その他の規制	特になし
画地条件	地積	109m ²
	間口	約10m
	奥行	約11m
	形状	ほぼ台形
自然的条件	地勢	ほぼ平坦地
	日照	通常
	水量	同上
	土壌の肥沃度	同上
	耕作の難易	劣る
接面道路	南西側幅員約7.6mの舗装町道（根古地三ツ屋線）（建築基準法第42条1項1号道路）及び北側幅員約2.8mの舗装町道（下笠66号線）（建築基準法上の種類は未判定）に接面する二方路面地である。ただし、物件2土地は北側道路面より約2.5m～3m低く、北側町道からの出入りはできない状態にある。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	耕作放棄された畑の状態にある。占有状況及び町農業委員会の回答の詳細は「現況調査報告書」記載の通り。	
特記事項	・境界杭等はなく、隣地境界線はやや不分明である。 ・埋蔵文化財包蔵地の指定はない。また、現況の利用状況等から土壌汚染の可能性は低いと思料されるが完全否定するものではない。 ・農地法5条の許可が認められる農地（畑）であり、物件1（宅地）と合わせて市場性を有する土地であると判断される（物件1、2土地は一括売却が妥当）。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1土地の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行い、建付地価格を求めた。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	16,200	0.75	509.18	0.80	4,949,000

ア 標準価格

県地価調査 養老（県）-1

県地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準価格
 $20,400 \text{ 円/㎡} \times 99.2/100 \times 100/100.0 \times 100/125.0 \div 16,200 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日現在までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等標準的画地との要因格差である。

標準化補正率： 1.00 標準画地±0%

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差：標準的画地との要因格差である。

個性率： 0.75 形状・管理状態等△25%

ウ 地積：公簿面積を採用

エ 建付減価補正率：最有効使用からの乖離を考慮（地上建物の築年数を考慮）

① 物件2（農地）

物件2土地の農地価格を算出する。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	農地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	1,500	1.25	109	204,000

ア 標準価格：取引事例等を参考に収益性を考慮して査定

イ 個別格差：標準的画地との要因格差である。

個性率 1.25 転用可能性を有する農地+25%

ウ 地積：公簿面積を採用

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) 1 ①オ ア	敷地利用権割合 (円/㎡) イ 法定地上権	敷地利用権価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ 2, 227, 000
1	4, 949, 000	0. 45	

イ 敷地利用権割合

土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を地域性を考慮の上、45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) 1 ①オ, エ 1 ②エ ア	敷地利用権 価格の控除 及び加算 (円) 2 ①ウ イ	占有減価 修正率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	4, 949, 000	-2, 227, 000	---	0. 70	0. 60	1, 140, 000
2	204, 000	---	---	0. 60	0. 50	60, 000
一 括 価 格 (合 計)						1, 200, 000

ウ 占有減価修正率 修正の必要なし

エ 市場修正率

物件1＝目的外建物の存在（底地）の市場性を考慮する△30%。

物件2＝農業委員会の許可、宅地に比べ市場滞留期間が長いこと等を考慮する△40%。

オ 競売市場修正率

物件1＝第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した△40%。

物件2＝第2評価の条件欄記載の不動産競売市場（農地）の特殊性等を考慮した△50%。

第6 参考価格資料

県地価調査 (養老 (県) -1)
所 在 : 養老郡養老町大場字二反地906番79
価 格 : 20,400 円/㎡
位 置 : 養老鉄道「養老」駅約5 kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 237㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北東6m町道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域・用途指定なし (60、200)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図の写
- 3 土地建物位置関係図 (概略)
- 4 写真

以 上

位置図

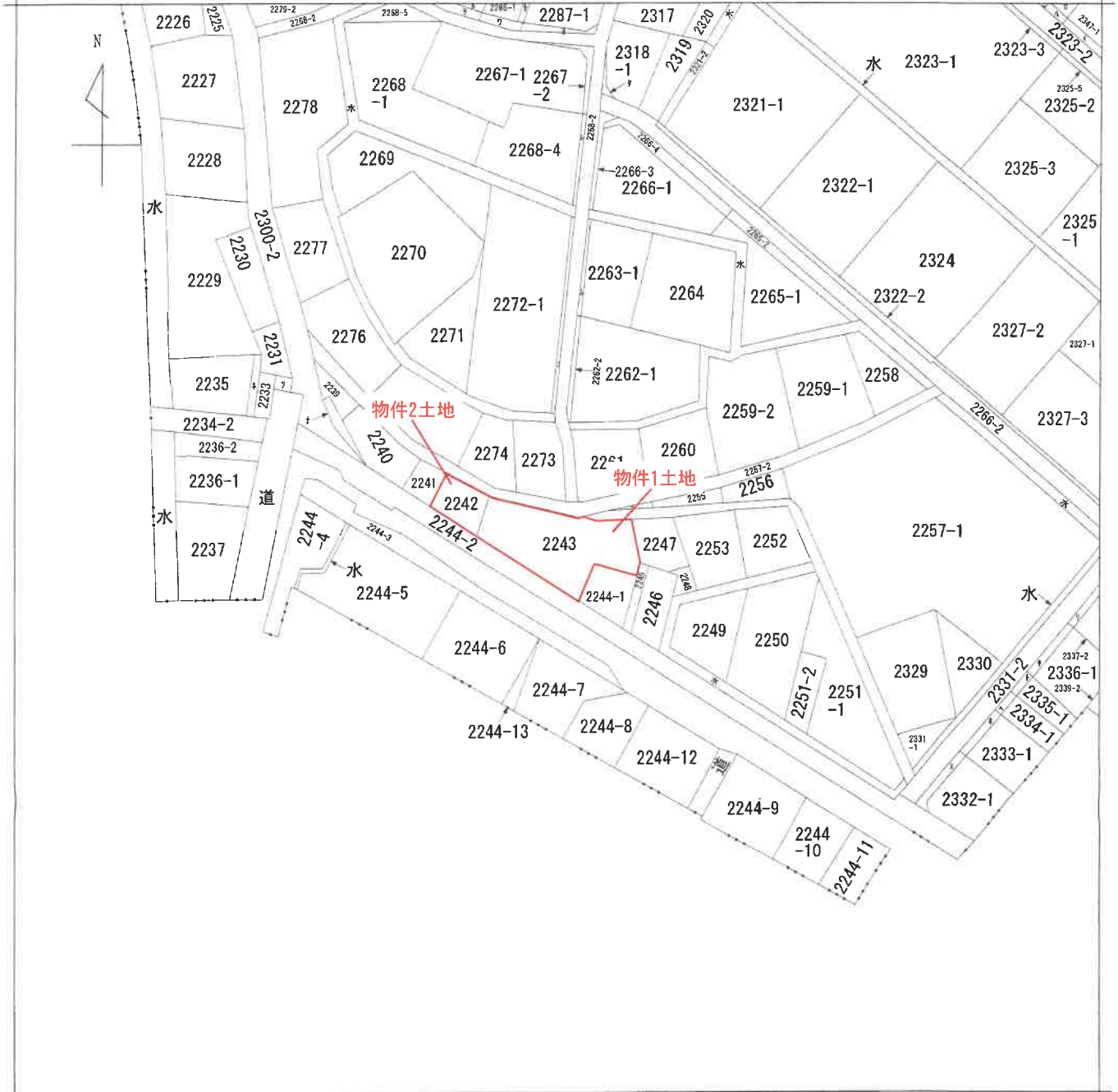


目的物件

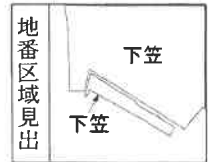
基準地 養老(県)-1

公 図 写

イ 2347-2 ハ 2348-3 ホ 2333-2 ト 2335-2 リ 2337-1 ル 2285-1
ロ 2348-1 ニ 2348-4 ヘ 2334-2 チ 2336-2 ス 2332-2 ヅ



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	養老郡養老町下笠字三ツ屋				地番	2243番			
出力縮	1/1000	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局大垣支局管轄)

令和8年3月6日

岐阜地方務局

請求番号：5-1

登記官

(1/2)

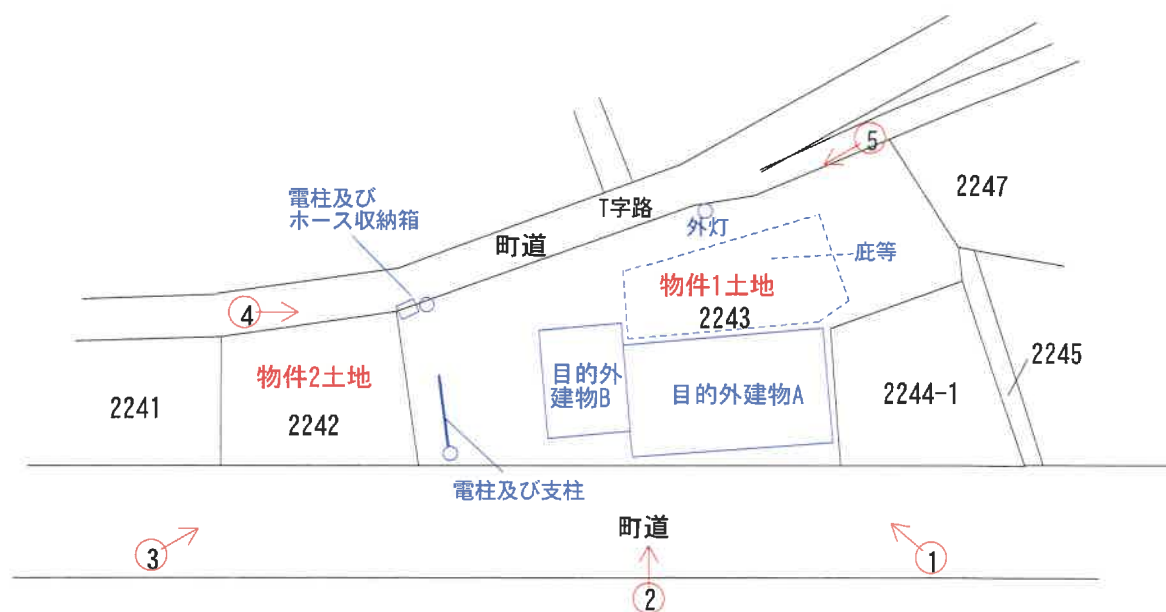
A3判をA4判に縮小

公用

ヲ 2285-2
ワ 2286-2
カ 2286-3
コ 2287-8
タ 2318-2
レ 2268-3
ゾ 2272-2
ヅ 2232
ネ 2234-1
ナ 2238
ラ 2254
ム 2263-2

[土地建物位置関係図(概略)]

令和8年(ヌ)第2号



図面と現況とに相違がある場合には現況優先である。
なお、当該図面は、現地調査を行い入手可能な図面を参考に
作成した概略の土地・建物位置関係図であり、境界を表示するものではない。

現況写真

①



②



物件 1 土地

③

目的外建物 B



物件 2 土地

物件 1 土地

④

物件 1 土地

物件 2 土地



⑤

目的外建物 A



物件 1 土地